

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正 則

児玉新町線		路 線 名
<p>児玉郡上里町大字勅使河原字宮本一 三五四番一地先から同郡同町大字勅 使河原字宮本五〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>児玉郡上里町大字勅使河原字宮本一 三五四番一地先から同郡同町大字勅 使河原字宮本一三五五番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	供用開始の区間
平成三十年六月二十六日		供用開始の期日
<p>平成三十年六月二十六 日埼玉県本庄県土整備事 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長九・六三メートル</p>	<p>平成三十年六月二十六 日埼玉県本庄県土整備事 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の一部供 用開始である。 延長二六・六五メートル</p>	備 考